

共同利用施設災害救助補助手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、共同利用施設（以下「施設」という。）における避難者の救助の補助を行った当該施設の管理運営委員会又は管理人に対する報償として支給する災害救助補助手当（以下「手当」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する被害をいう。

2 この要綱における「救助の補助」とは、避難者の受け入れ、避難物資の配布、市への避難者の報告等の行為をいう。

(支給対象者)

第3条 手当は、施設における避難者の救助の補助を行った管理運営委員会又は管理人に対して、支給するものとする。

(支給額)

第4条 手当の額は、別表左欄の1日の避難者数に該当する日数に右欄の1日あたりの額を乗じて得た額の合計とする。

2 1日の避難者数は、午前零時の時点の人数に、その日に新たに受け入れた人数を加算したものより算定するものとする。

[別表]

	1日の避難者数	1日あたりの額
1	30人以上	12,400円
2	20人以上30人未満	10,300円
3	10人以上20人未満	8,300円
4	5人以上10人未満	6,200円
5	5人未満	4,200円

附則

この要綱は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要綱は、令和 元年11月 1日から施行する。